

広島県告示第548号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第4項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

平成26年8月18日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	東京都中央区日本橋茅場町二丁目9-8 三徳化学工業株式会社 代表取締役社長 菊島 繁
工場又は事業場の所在地及び名称	広島県東広島市高屋台二丁目7-3 三徳化学株式会社 広島工場

2 申請の内容

27 ヌ 無機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設1基を設置する。また、汚水等処理施設1基を設置し、排水口を3か所設置する。

(1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

(その1) 新設

種 類	27 ヌ 無機化学工業製品製造業の用に供する 廃ガス洗浄施設（スクラバー B-14）	
能力（1日当たり）	184 m ³ /min（処理風量）	
工期等	工事着手予定年月日	許可後直ちに
	工事完成予定年月日	着工後10ヵ月
	使用開始予定年月日	工事完了後直ちに

使用 方法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)		24時間 (なし)	
	項 目		通 常	最 大
	排出 される 汚水 の 状 態	水素イオン濃度 (単位: 水素指数)	5.8~8.6	
		生物学的酸素要求量	10	15
		化学的酸素要求量	15	20
		浮遊物質 量	<20	<40
		窒素含有 量	<10	<20
		磷含有 量	<1	<2
		大腸菌群数 (単位: 個/cm ³)	—	—
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m ³)		7.2	7.2
汚水等の排出先		排水処理施設		

(2) 汚水等の処理の方法

(その1) 新設

種	類	排水処理施設 (B-22)			
形	式	壽環境機材株式会社製			
主要寸法 (単位: m)		幅15.6×長さ7.0×高さ3.97			
能力 (汚水処理)		33.4m ³ /h			
汚水等の処理方法		中和・活性炭処理			
工期等	工事着手予定年月日	許可後直ちに			
	工事完成予定年月日	着工後6ヶ月			
	使用開始予定年月日	工事完成後直ちに			
	項 目	処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大

使用の方法	汚水等の汚染状況 処理前処理後の	水素イオン濃度 (単位：水素指数)	1～13	1～13	5.8～8.6	5.8～8.6
		生物化学的酸素要求量	10	15	10	15
		化学的酸素要求量	33	62	15	20
		浮遊物質	20	40	20	40
		窒素含有量	10	20	10	20
		リン含有量	1	2	1	2
		銅含有量	<0.2	<0.3	<0.2	<0.3
		亜鉛含有量	<0.01	<0.02	<0.01	<0.02
		溶解性鉄含有量	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
		溶解性マンガン含有量	ND	ND	ND	ND
		カドミウム及びその化合物	ND	ND	ND	ND
		クロム含有量	ND	ND	ND	ND
		砒素及びその化合物	ND	ND	ND	ND
		水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	ND	ND	ND	ND
		ほう素及びその化合物	<5	<5	<5	<5
		ふっ素及びその化合物	<2	<2	<2	<2
		アンモニア，アンモニウム化合物，亜硝酸化合物及び硝酸化合物	<2	<2	<2	<2
		大腸菌群数 (単位：個/cm ³)	<3,000	<3,000	<3,000	<3,000
		排出される汚水等の1日当たりの量 (単位：m ³)	97	187	97.7	188.4
	汚水等の排出先	No 1排水口				

(3) 排出水の汚染状態及び量

(その1) 新設

排水口名	項目	通常	最大
No 1 排水口	水素イオン濃度 (単位: 水素指数)	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量	10	15
	化学的酸素要求量	15	20
	浮遊物質	20	40
	窒素含有量	10	20
	燐含有量	1	2
	銅含有量	<0.2	<0.3
	亜鉛含有量	<0.01	<0.02
	溶解性鉄含有量	<0.5	<0.5
	溶解性マンガン含有量	ND	ND
	カドミウム及びその化合物	ND	ND
	クロム含有量	ND	ND
	砒素及びその化合物	ND	ND
	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	ND	ND
	ほう素及びその化合物	<5	<5
	ふっ素及びその化合物	<2	<2
	アンモニア, アンモニウム 化合物, 亜硝酸化合物及び 硝酸化合物	<2	<2
	大腸菌群数 (単位: 個/cm ³)	<3,000	<3,000
排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m ³)	97.7	188.4	

(その2) 雨水排水口 (No 2, No 3 排水口) の設置

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成26年8月18日から平成26年9月8日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境保全課及び広島県西部東厚生環境事務所環境管理課並びに東広島市環境対策課